

# 所有者不明土地対策と空き家対策の今後の対応

負の不動産となりうる所有者不明土地や空き家について、発生予防、管理の適正化、利活用の円滑化に係る取組を強化

## 所有者不明土地対策

## 連携強化

## 空き家対策

関係閣僚会議を司令塔として、H30所有者不明土地法の制定を皮切りに、関係省庁一体となって着実に制度改正等を実施。

### R3改正不動産登記法等の円滑な施行

- 改正不動産登記法 (R3.4公布、R6.4以降順次施行予定)
    - ・相続登記の申請義務化等
  - 改正民法 (R3.4公布、R5.4施行予定)
    - ・所有者不明・管理不全の土地・建物を管理しやすくなる管理制度の創設等
  - 相続土地国庫帰属法 (R3.4公布、R5.4施行予定)
    - ・相続等により取得した土地の国庫帰属を可能とする制度の創設 等
- ⇒国民への周知徹底、関係機関の体制強化、必要なシステム開発等の予算確保

### R4改正所有者不明土地法( R4.5公布 6ヶ月以内施行 )の円滑な施行

- 地域福利増進事業の拡充
  - 管理の適正化のための代執行制度等の創設
  - 推進体制を強化するための計画制度や法人の指定制度の創設 等
- ⇒市町村をはじめとする地域関係者を支援するための周知、「土地政策推進連携協議会」の設置、予算面での支援の更なる拡充

### R5住基法改正に向けた検討

更なる住基ネットの活用による所有者不明土地の解消や円滑な利用を促進する方策について、R5の次期通常国会での住基法改正に向け検討

### 区分所有法制の見直しに向けた検討

所有者不明マンション・老朽化マンション等の管理や再生を円滑化するため、区分所有法制の抜本的な見直しに向け論点整理

## 連携強化

新たな管理制度の創設により、個々の所有者不明又は管理不全の建物の管理に特化した効率的な財産管理が可能に

### 地方自治体への支援の強化

- 新たな土地・建物の管理制度の創設を受けた空家法のガイドラインの改正
  - ・裁判所への管理人選任の申立プロセスの明確化 等
- 地方公共団体への財政支援の強化
  - ・地方自治体による空き家の除却に係る国の支援の拡充 等

⇒地方整備局に地方自治体の支援窓口を整備し、地方自治体の空き家対策を抜本的にテコ入れ

地域福利増進事業等において、朽廃空き家の所有者不明土地を利活用することが可能に

### 民間事業者等の支援の強化

- 空き家関連ビジネス等のスタートアップへの重点支援
    - ・空き家の活用の際の資金調達から事業運営まで一貫したサポート
    - ・オンラインでの空き家のリモート内覧会の実施 等
  - 全国版空き家・空き地バンクによる支援の強化
    - ・物件登録や流通促進への支援 等
- ⇒空き家の利活用を推進する民間事業者等への支援を強化

### 空家法の見直しに向けた検討

空家法の対象の拡大（マンション等の空き戸）や、空き家の利活用の推進に対応するため、空家法の見直しも検討

# 第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査の加速化

## 令和2年の国土調査法等の改正

現地調査等の手続の合理化

土地所有者の探索  
・各種台帳の活用を可能化

現地調査(所有者の現地立会)  
・所有者不明時の調査手続の創設 等

測量

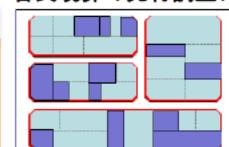
地籍図簿の案の閲覧

完成

### 都市部の地籍調査の迅速化

- 道路等と民地との境界(官民境界)を先行的に調査 (街区境界調査の創設)

官民境界の先行調査(イメージ)



### 山村部の地籍調査の迅速化

- リモートセンシングデータを活用し、現地での立会や測量作業を効率化



## 第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年から令和11年)

### 計画事業量

□ 十箇年間で 15,000km<sup>2</sup>

### 進捗率目標

- 優先実施地域での進捗率  
現在: 79% → 10年後: 87% (約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率  
現在: 52% → 10年後: 57% (約6割)

## 地籍調査予算

令和3年度補正  
50億円

(参考)令和2年度補正(3次)  
38億円

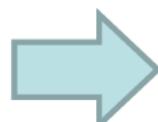
令和4年度当初(予算)  
105.5億円

(参考)令和3年度当初  
107億円

## 令和4年度の取組

全国で新たな調査手続・調査手法の活用が進展してきたため、その効果・課題、その他地籍調査全体に関する実務上の課題等について調査・検証。

- ①地方整備局等と連携した「自治体キャラバン」
- ②自治体への「アンケート調査」
- ③その他有識者や民間事業者等へのヒアリング等



現場の課題・ニーズを調査・検証



課題等に対する改善策の検討



## 令和5年度～令和6年度の取組

上記の検討を踏まえ、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(令和6年度)までに、計画事業量の達成のために必要な措置を講じる。